

北方領土隣接地域における地域一体となった啓発促進策の検討に関する
有識者会議 開催要綱

（目的）

第1条 内閣府の委託を受け、株式会社エフオース（以下「エフオース」という。）は、北方領土隣接地域に多くの人を継続的に呼び込み、北方領土問題に関する関心喚起・理解促進を図るとともに、北方領土隣接地域の振興にも資するよう、地域一体で進める取組等、効果的な啓発の在り方を検討するため、「北方領土隣接地域における地域一体となった啓発促進策についての調査研究」（以下「本調査研究」という。）を実施する。本調査研究を効果的に遂行するため、北方領土隣接地域における地域一体となった啓発促進策の検討に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

（役割）

第2条 有識者会議は、本調査研究の遂行に関して、エフオースに対して助言を行う。

（構成）

第3条 有識者会議は、別紙に掲げる構成員及びオブザーバー（以下「構成員等」という。）をもって構成する。

2 有識者会議に座長を置き、内閣府が構成員の中から選出する。

（運営）

第4条 有識者会議は、座長が構成員等の参集を求めて開催する。

2 座長は、議事進行を行う。

3 座長は、必要に応じて、構成員以外の有識者等に対し、有識者会議への出席を求めることができる。

4 座長は、自らが有識者会議に出席できない場合、構成員の中から座長代理を指名する。

5 有識者会議の資料、議事要旨及び議事録については、会議終了後、座長の了解を得て公開するものとする。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

6 座長は、構成員等以外の者が有識者会議を傍聴することを認めることができる。

（庶務）

第5条 有識者会議の庶務は、エフオースにおいて処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

（附則）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

北方領土隣接地域における地域一体となった啓発促進策の検討に関する有識者会議
構成員

(令和7年4月1日現在)

【構成員】

楓 千里 國學院大學観光まちづくり学部教授
元・株式会社JTBパブリッシング取締役

佐々木 亨 北海道大学名誉教授・北海道大学総合博物館資料部研究員
合同会社エ・バリュー共同代表

本間 由佳 明星大学デザイン学部准教授

◎矢ヶ崎 紀子 東京女子大学現代教養学部経済経営学科教授
国土審議会北海道開発分科会特別委員

渡邊 英徳 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
東京大学コミュニケーション戦略本部・副本部長

※五十音順、敬称略、◎は座長

【オブザーバー】

北海道総務部北方領土対策本部
北海道北方領土対策根室地域本部北方領土対策室
根室市
別海町
中標津町
標津町
羅臼町
外務省欧州局ロシア課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
国土交通省北海道局参事官
独立行政法人北方領土問題対策協会
公益社団法人千島歯舞諸島居住者連盟
公益社団法人北方領土復帰期成同盟